

法曹有資格者による日本企業及び邦人の
支援の方策等を検討するための調査研究
(フィリピン共和国)

岡崎 友子

目次

はじめに	2
第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態	3
第1 はじめに	3
第2 フィリピンにおけるビジネス関連法令及び裁判例	3
1．競争法	3
2．個人情報保護法	10
3．外資規制	13
(1) 外国投資ネガティブリスト	13
(2) 外資規制に関する最高裁判決	14
4．会社登録制度の変更	15
5．労働法関連	16
(1) 労働力のみでの請負	16
(2) 年齢による差別禁止	18
6．会社法	20
7．税制改革	22
8．消費者法改正案	22
第3 法運用の実態	23
1．はじめに	23
2．超法規的殺人	23
3．恣意的な法運用の疑いのある事例	24
4．税制改革	27
5．最高裁判所に対する満足度	27
第2章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方	29
第1 当地の外資規制	29
第2 日本の法曹有資格者の活動環境	29
第3 現地で提供可能な法的支援の在り方	30
第4 所感	31
おわりに	32

はじめに

前回調査を実施してから約2年が経過した。2016年（平成28年）7月に就任したドゥテルテ大統領の下、在留邦人や日本企業に影響を与える様々な政策が打ち出された。フィリピンにおいて、6年毎に訪れる政権交代が制度や法運用の不安定要因である旨は従前の報告書で述べた通りであり、従前の調査研究（以下、それぞれ「平成27年度調査報告書」、「平成28年度調査報告書」という。）において具体例を含め記述したところである。当該調査研究から一定期間が経過したことから、ドゥテルテ政権下における新たな政策や法運用に係る内容を中心に、内容を最新の情報にアップデートするべく、本報告書を作成する。

第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態

第1 はじめに

本章においては、実施済の調査研究事項のうち、フィリピンにおけるビジネス関連法令、裁判例及び法制度の運用の実態について、フィリピンに進出する日系企業等に関心が高いと思われる事項を中心にアップデートを報告する。

第2 フィリピンにおけるビジネス関連法令及び裁判例

1. 競争法

(1) 法令の概要

フィリピン競争法とも呼ばれる共和国法第 10667 号（以下「競争法」という。）は、以下を目的として制定され、あらゆる形態の反競争的行為に罰則を科すものであり、2015年に成立し、2016年に施行された¹。

- (a) 経済的効率性を高め、貿易、産業並びに全ての商業活動における自由で公正な競争を促進すること
- (b) 競争を過度に阻害し又は自由市場の規律を緩和、操作若しくは構築する、生産、流通若しくは取引を支配することなく経済の集中を防止すること、及び
- (c) 消費者の福祉を守り、国内取引及び国際貿易並びに経済発展を促進するために一切の形態による反競争的な活動を処罰すること

フィリピン競争委員会²（以下「競争委員会」という。）が、競争法に基づき創設され、調査を行い、競争法違反に係る事件を審理し決定する権限を有する³。

競争法は、フィリピンの貿易、産業、商取引に携わる個人又は団体を対象としており、また、フィリピン国外で行われた行為に起因するものを含む、フィリピン貿易産業又は商業において、直接的、実質的かつ予測可能な効果を有する国際貿易にも適用される⁴。

但し、労働者又は従業員の連合又は活動並びに雇用者との契約又は取決めは、それが雇用条件に関し団体交渉を促進するためにのみ設計された場合には対象から除外される。

¹ 競争法第2条

² 競争委員会ウェブサイト <https://phcc.gov.ph/>

³ 競争法第5条～第13条

⁴ 競争法第3条

競争法は、反競争的行為として 競争制限協定⁵、 市場支配的地位の濫用⁶及び 競争を阻害する合併及び買収⁷の 3 類型を規定し、これらを禁止し罰則を科している。

競争制限協定⁸

競争法上、水平的合意及び垂直的合意の両方が対象とされ、これには以下が含まれる。

- ① (a) 価格又はその構成要素、若しくは他の取引条件に関して競争を制限し、又は (b) オークション又は一切の形態の入札において価格を固定する競合他社間の合意、入札抑制、入札ローテーション、市場配分及びその他の入札操作の類似の慣行等の、競争法に本質的に違反する合意
- ② 販売量又は購入量、地域、商品若しくはサービスの種類、買主若しくは売主の数量又はその他の手段にかかわらず、競争を実質的に制限する目的又は効果を有することが示される合意。例えば、生産、市場、技術開発、投資を設定、制限又は管理することが考えられる。なお、ここでは、他の事業体を支配しているか、又は共通の支配下にある事業体は、競争相手とはみなされない。競争法上、支配は、企業の行動や意思決定に実質的に影響を及ぼす、又は指揮する能力として定義される。

市場支配的地位の濫用⁹

競争を実質的に防止、制限又は軽減する行為として、以下の行為が禁止される。

市場から競争を排除するために、原価を下回る価格で商品又はサービスを提供する行為
競合他社による市場への参入又は市場での成長を妨げる行為
取引と関連しない義務を負うことを取引の条件とする行為
同一の商品又はサービスに関して、不合理に差別的な価格又はその他の条件を設定する行為

⁵ 競争法第 14 条

⁶ 競争法第 15 条

⁷ 競争法第 20 条

⁸ 競争法第 14 条

⁹ 競争法第 15 条

商品又はサービスの売買又は貸与に際し、(i)再販売価格の指定、(ii)再販売価格に基づくディスカウント又はリベートの設定、(iii)競争者との取引の制限等を行うことにより、再販売の場所・相手・取引方法を制限し、実質的に競争を制限する目的又は効果を有する行為

当該取引と直接関係のない別の商品・サービスの購入を条件として、特定の商品又はサービスを提供する行為

商品又はサービスの提供につき、農水産業を営む者や中小企業等に対して不公正に低い価格を設定する行為

競合他社、顧客、仕入先又は消費者に対して、不公正な購入価格又は販売価格を設定する行為

消費者を害することとなる、生産、販売又は技術開発を制限する行為

競争委員会が特定のセクターの市場占有率の閾値を別途決定しない限り、当該市場において市場占有率が50%以上の企業は「市場支配的地位」にあると推定される。市場性の判断にあたっては、商品及びサービスの代替性並びに地理的観点が考慮される。

反競争的合併及び買収¹⁰

競争を実質的に防止、制限、軽減する合併・買収は、原則として、競争委員会の判断により禁止される。

但し、競争法第20条及び競争法施行規則第9条で禁止される合併又は買収の契約は、当事者が以下のいずれかを証した場合、競争委員会により禁止を免除される可能性がある。

- (a) 合併又は買収契約に起因する、又はその結果生じる可能性のある競争制限の影響よりも大きな効率性をもたらすこと、又は
- (b) 合併又は買収の契約当事者が現実の又は差し迫った財務上の破綻に直面しており、当該契約が、既知の当該企業の資産の代替的用途の中で最も反競争的でないことを表明している場合。

また、投資のみを目的とし、議決権又は支配権を行使せず、その他関連地域における競争の予防、制限、又は軽減をもたらすことを目的としない一又は複数の会社の株式又はその他株式資本の取得は禁止されない。

¹⁰ 競争法第15条～第23条

競争委員会は、競争委員会が関連するとみなす事実に基づき、合併及び買収を審査する権限を有し¹¹、競争法第17条は、合併通知義務の制度を設けている。原則として、合併又は買収の当事者（以下「合併当事者」という。）は、競争委員会の規則に基づく基準を満たしている場合、競争委員会に対する通知を行うまで、当該取引に関する最終契約書に署名することができない。さらに、競争委員会による取引の承認又は取引が承認されたとみなされるまで、取引を完了させることはできない¹²。

この点に関し、以下の全ての基準を満たす場合は、議決権を所有する株式の取得を競争委員会に通知する必要がある¹³。

親会社基準

取得する企業又は取得される企業の最終親会社のフィリピン国内の年間の総収入、フィリピンに対する総収入、若しくはフィリピンからの総収入、又はフィリピンにおける資産価値（最終親会社が直接又は間接的に支配するすべての企業のものを含む）が50億ペソを超える場合

対象会社基準

(a) 議決権株式が取得される会社又は当該会社が支配する会社の株式を除き、これらの会社の保有するフィリピンの資産総額が10億ペソを超える場合、又は (b) 株式が取得される予定の会社又は当該会社を支配する会社の、フィリピン国内での販売、フィリピンに対する販売若しくはフィリピンからの販売による総収入が10億ペソを超える場合

結果的所有権基準

提案される会社の議決権付株式の取得の結果、当該株式を取得する企業が、その関連会社とともに、総計で、当該会社の全発行済議決権付株式に対して以下の割合を超える当該会社の議決権付株式を保有することになる場合：(a)35%、又は(b)提案された取得以前にすでに35%超を保有する場合は50%¹⁴

¹¹ 競争法第16条

¹² 競争委員会明確化メモ2016年第1号に基づき、当事者が締結された最終的な合意又はより一般的な合意に従って、権利、権原、利益、財産又は資産を譲渡、伝達、譲渡、妨害した場合、合併又は買収は完了する。当事者による当該権利及び義務の行使は、競争委員会が事実上決定することとなる。

¹³ 競争法施行規則第4第3条

¹⁴ 競争法施行規則第4第3条

競争委員会に対する通知義務の基準を満たし、フィリピン競争法施行規則に定める通知要件及び待機期間に従わない合併又は買収取引は無効とみなされ、当事者は、取引価格の1%～5%の課徴金を科される。

責任¹⁵

競争制限協定に対しては、行政上、民事上及び刑事上の責任が生じ、市場支配的地位の濫用又は反競争的な合併・買収に対しては、行政上及び民事上の責任のみが生じる。

行政上の責任は、法定の罰金の支払いであり、民事上の責任は、禁止行為の手續から生じた直接的な損害に対する損害賠償である。民事上の責任追及は、競争委員会が競争法違反の疑いのある行為にかかる事前調査を完了した後、独立した民事訴訟を提起することにより実施することができる。

違反当事者が競争委員会に対して自主的に競争制限經典の禁止に違反した事実を申告し、一定の条件を満たす場合に、免責又は罰金の減額等を受けることのできるリニエンシー制度も設けられている¹⁶。

(2) 運用の実情

上記の通り競争法は新しい法律ではあるが、現時点においては適切に運用されているように見受けられる。競争委員会は非常に積極的であり、特に反競争的な合併及び買収にかかる競争委員会への通知や取引の承認については、競争委員会は非常に迅速に対応している。Uber 案件等のように競争法の要件を満たさない案件については厳しい判断や罰則を科している。

(3) 最近の事例

競争法は、2015年に成立し、2016年に施行された新しい法律であるため、本報告書作成時点において競争法に関する最高裁判所判決は確認されなかった。一方で、競争委員会による判断は多数存し、以下に参考となる事例を報告する。

2018年8月14日付委員会決定第27-M-025/2018号¹⁷

本件で問題となったのは、Lumos Investment Pte. Ltd.社及び Mabalacat Solar, Inc.社が保有する Enfinity Philippines Renewable Resources Inc.社（以下「EPRRI」という。）の発行済全株式の Citicore Renewable Energy Corporation（以下「CREC」という。）による買収である。

¹⁵ 競争法第29条～第30条

¹⁶ 競争法第35条

¹⁷ <https://phcc.gov.ph/commission-decision-no-27-m-025-2018-acquisition-by-citicore-renewable-energy-corporation-of-shares-in-enfinity-philippines-renewable-resources-inc/>

CREC は、Citicore Holdings Investment 社（以下「CHII」という。）の完全子会社である Citicore Power Inc.社（以下「CPI」という。）の完全子会社である。その関連会社として、主に建設業に従事する Megawide Construction Corporation 及び CHII の資産保有会社である MySpace Properties. Inc.社を保有する。

CPI は、国の健全なエネルギーの混合を達成し、清潔で持続可能なエネルギーを使用するプロジェクトを通じ、全国の化石燃料依存度を軽減することを支援する再生可能エネルギー会社であり、東南アジアをリードする再生可能エネルギー生産者となることを目指している。CPI は現在、3 つの太陽光発電所（i）Bataan、Mariveles（18MW）、（ii）Negros Occidental、Sila（25MW）、及び（iii）Cebu、Toledo（60MW）を所有し運営しており、CPI 及びその子会社は、フィリピンにおいて合計で 103.0MW の太陽光発電所のポートフォリオを所有、運営、維持している。

EPRRI は、22.33MW（DC）の容量を有する Pampanga 州 Clark の太陽光発電所を運営している。Lumos Investment Pte.及び Mabalacat Solar Philippines、Inc.は、現在、それぞれ EPRRI の資本金の 39.91%及び 60.09%を所有している。

本買収により、CPI の総再生可能エネルギー容量は、103.0 メガワットピークから 125.3 メガワットピークに増加し、2017 年現在の再生可能エネルギー産業の発電容量の 1.77%と太陽エネルギー発電容量の 14.16%を占めることとなる。

競争委員会は、両発電会社は再生可能エネルギー資源を使用しているが、両発電会社が再生可能エネルギー市場でも、再生可能エネルギー源を利用した電力供給のための二社間契約の市場においても競争していないよう見受けられるため、取引が競争の実質的な減少をもたらさないと判断した。

2018 年 8 月 10 日付委員会決定番号 26-M-12/2018 号¹⁸

Grab 社は、Uber 社に対する Grab 社の 27.5%に相当する株式の発行と引き換えに、フィリピンにおける Uber の資産を含む Uber の東南アジア事業を買収した。競争委員会は、取引が大幅に競争の軽減、防止、又は制限をもたらす可能性があると考えられる合理的な根拠があるとして、M&A 事務局の合理的根拠に基づき事前評価を開始した。

調査の結果、M&A 事務局は懸念の声明を発表し、本取引により、携帯乗車アプリによるオンデマンド民間運送オンライン予約サービスの市

¹⁸ <https://phcc.gov.ph/commission-decision-no-26-m-12-2018-acquisition-by-grab-holdings-inc-and-mytaxi-ph-inc-of-assets-of-uber-b-v-and-uber-systems-inc/>

場における競争が大幅に減少する可能性があることが判明した。Grab社は、取引に起因する競争への悪影響を是正、緩和、又は防止する自発的な約束を提案することにより提起された競争上の懸念に対処する旨の検討要請を提出した。競争委員会との協議の後、当事者らは、競争上の懸念に対処するのに十分であると競争委員会が判断した自発的コミットメントに関する最終提案を含む誓約を締結した。そこでは、Grab社は以下に拘束されるものと規定される。

- (i) 排他的な規定（すなわち運転手やオペレーター、排他的会員資格となるような政策やインセンティブの導入、また、運転手や運航者がその他の交通ネットワーク企業に登録されていることのみをもって罰すること）を導入しないこと
- (ii) 運転手又はオペレーターがその他の交通ネットワーク企業に登録されていても、引き続き運転手又はオペレーターに対してライセンス及び規制支援を提供すること
- (iii) 運転手及びオペレーターに対して提供したインセンティブの報告書を提出すること
- (iv) 自動受諾オプション等、Grabアプリに加えられた変更を維持すること
- (v) 価格設定行為が取引の前後で不当に異なっていないことの保証

2018年7月24日付けの委員会決定第23-M-20/2018号¹⁹

トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）と、トヨタのフィリピン子会社である Toyota Autoparts Philippines Inc.（以下「トヨタフィリピン」という。）の少数株主であるアイシン精機株式会社（以下「アイシン」という。）との間での株式取得取引が問題となった。

アイシンは、トヨタから、トヨタフィリピン株式を追加取得することを検討しており、これにより、アイシンはトヨタフィリピン株式の過半数を保有することとなる。

アイシン及びその子会社は、自動車部品、ライフスタイル・エネルギー関連製品、ウェルネス関連製品の製造・販売に従事している。トヨタ及びその子会社は、自動車の製造及び販売に従事、金融サービス並びに住宅及び情報技術を含むその他の事業に従事している。

競争委員会は、取引の前後におけるトヨタフィリピンの手動変速機部品の製造及び販売の市場における条件は同じままであると見受けられるとし、当該取引が当該市場における競争を実質的に減少させないと判断した。

¹⁹ <https://phcc.gov.ph/commission-decision-no-23-m-20-acquisition-by-aisin-seiki-co-ltd-of-shares-in-toyota-autoparts-philippines-inc/>

2. 個人情報保護法

(1) 法令及び政省令の概要

2012年に施行された共和国法第10173号として知られるデータプライバシー法及び2016年に施行された同施行規則（以下「個人情報保護法」と総称する。）の概要は以下の通りである。

保護対象

個人情報保護法は、(a) データ主体の権利を認識し、(b) その情報を収集し処理する者に義務を課すことによって、個人情報の収集及び処理を規制するものである。具体的には、個人情報の収集、開示及び処理に先立ち、情報を取得される主体からの同意が必要とされる²⁰。

個人情報とは、「媒体への記録の有無を問わず、当該情報を有する主体にとって当該情報から個人の特性が明確又は合理的かつ直接的に確定しうる一切の情報又は他の情報と併せることにより直接的かつ確実に個人が特定される一切の情報」をいう²¹。

個人情報保護法の規定は、個人情報及びセンシティブ個人情報の両方を含む個人データを処理するすべての自然人及び法人を対象とする。他方、情報を保持している企業が誰の情報であるかを知ることができない場合、当該情報に関するその企業の活動は個人情報保護法の対象とならない。

センシティブ個人情報は、以下の通り定義される²²。

- (a) 個人の人種、民族、婚姻の有無、年齢、肌の色及び宗教、哲学的又は政治的信条に関する情報
- (b) 個人の健康状態、学歴、遺伝若しくは性生活、又は犯罪又は犯罪嫌疑に対する一切の手続き、当該手続きの処分、又は当該手続きの裁判所における判決
- (c) SSS（社会保障制度）番号、過去又は現在の病歴、ライセンスの取得又はその否定、停止若しくは剥奪、及び確定申告等の政府機関が発行した個人に特有の情報
- (d) 大統領令又は議会の法律により特に指定された情報

また、個人情報保護法は、以下のフィリピン国外の活動に対しても適用される。

- (a) 個人データの処理に関与する企業がフィリピン国内で設立される場合

²⁰ 個人情報保護法第12条(a)及び個人情報保護法施行規則第4第19条9(a)(1)

²¹ 個人情報保護法第3条

²² 個人情報保護法第3条

- (b) フィリピンの国民又は居住者に関する個人情報についての行為、実施又は処理
- (c) 個人データの処理がフィリピン国内で実施される場合、又は
- (d) 国際法及び礼譲の十分な考慮に基づきフィリピンにつながりを有する企業が実行又は従事する個人データについての行為、実施又は処理²³

個人情報管理者・個人情報処理者

個人情報保護法上、個人情報管理者とは、個人情報の処理を管理し又は自己に代わって個人情報を処理する者に対して指示をする者をいう。個人情報処理者とは、個人情報処理について個人情報管理者からの外注又は指示を受ける者をいう。

個人情報管理者及び個人情報処理者には、主に、合法的基準に基づいてのみ個人情報を収集し処理すること、透明性、正当な目的、比例性のプライバシー原則を遵守すること、個人情報保護のための妥当かつ適切な組織的、物理的及び技術的セキュリティ対策²⁴を実施すること等の義務が課される。具体的な例としては、コンプライアンス担当役員の選任、セキュリティ規定の作成、個人情報を処理する場へのアクセスの制限等が挙げられる。セキュリティ対策を実施する義務は、データ主体の権利を遵守し、プライバシー原則を遵守するより一般的な要件を運用するものと見なすことができる。これらの措置には、データセキュリティ違反を監視し、それに対応するための対策を含む必要があり、個人情報の侵害の場合には、侵害を知った時点又は知り得る時点から原則として72時間以内に国家プライバシー委員会及びデータ主体に対して、侵害の態様、含まれ得る個人情報及び実施した侵害への対応等通知しなければならない²⁵。

データ主体の権利

個人情報保護法はデータ主体の権利として以下を定める²⁶。

- 通知を受ける権利
- アクセス権
- 反対する権利
- 消去又はブロックする権利
- 損害賠償の権利
- 申し立てを行う権利
- 修正する権利

²³ 個人情報保護法第4項及び個人情報保護法施行規則2第4項

²⁴ 個人情報保護法第27条

²⁵ 個人情報保護法施行規則第38条、39条

²⁶ 個人情報保護法第16条

- データのポータビリティ

プライバシー委員会²⁷

個人情報保護法により、プライバシー委員会が創設された。プライバシー委員会は個人情報保護法の実施を担当し、監視、助言、ルール作成、準司法機能を有し、また、罰則を科することができる。

また、従業員 250 名以上の企業や 1000 人以上のセンシティブ個人情報を処理する企業等、一定の要件を満たす個人情報処理者及び個人情報管理者は、国家プライバシー委員会にデータ処理システムを登録することが必要となる²⁸。個人情報処理の外注も可能であるが、処理期間、処理の性質や目的、個人情報の種類等、契約書の記載事項や、外注時の遵守事項が定められている。

罰則

個人情報保護法違反行為に対しては、違反行為の内容に応じて、禁錮刑（6 ヶ月～6 年間）及び罰金刑（50 万ペソ～400 万ペソ）が科せられる²⁹。

(2) 最近の事例

個人情報保護法を直接解釈し、又は罰則を科す事例は確認されなかったが、個人情報の保護に関しては、以下の事例が注目される。

Vivares vs St. Theresa's College 事件（2014 年 9 月 29 日最高裁判所判決）³⁰

水着姿の自身の写真に対するプライバシーに対する権利が侵害されたという Facebook ユーザの主張につき、フィリピン最高裁判所は、ユーザがプラットフォームのプライバシーツールを適切に配備できなかった時にはプライバシーに対する期待を失っているという点に注目し、当該ユーザの主張を認めなかった。

Belo-Henares vs Guevarra 事件（2016 年 12 月 1 日最高裁判所判決）³¹

本事件においても、上記 Vivares vs St. Theresa's College 事件における判断が指示された。本事件においては、彼の「Facebook による悪意のある侮辱」の訴訟で弁護士の業務停止したことを支持した。

²⁷ プライバシー委員会ウェブサイト <https://www.privacy.gov.ph/>

²⁸ 個人情報保護法施行規則第 46 条、47 条

²⁹ 個人情報保護法施行規則第 52 条～59 条

³⁰ 事件番号 GR No. 202666 <http://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/1/57754>

³¹ 事件番号 AC No. 11394 <http://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/1/62623>

地元の映画スターをクライアントとした有名な美人医師である原告を中傷し侮辱する Facebook の投稿による弁護士の業務停止処分を支持した。

最高裁判所は、自分の投稿が「友達のみ」に限定されているという主張を受け入れなければならないとしても、それがプライバシーが当該限定された範囲内で保護される保証はないとして、当該ページへのアクセスは「友達のみ」に限定されており記載はプライベートなものであるとの弁護士の主張を受け入れなかった。また、最高裁判所は、考えられるすべての方法で世界をよりオープンでつなげるものにするというソーシャルメディアプラットフォームの目標に注目しており、ソーシャルメディアで情報を共有する者は、その情報が実際に共有されることに驚いたり怒ったりするべきではないということを暗に示していると考えられる。

3. 外資規制

(1) 外国投資ネガティブリスト

前回の第10次外国投資ネガティブリスト³²が公布された3年5ヵ月後の2018年10月29日に、第11次外国投資ネガティブリストを定める大統領令が署名された。主な変更点は以下の通りである。

- ① 以下の分野につき、外国資本100%での投資が認められることとなった。
 - ・ インターネットビジネス
 - ・ 高等教育段階の指導（但し、教育対象の科目が職業科目でない場合に限る。）
 - ・ 正式な教育システムの一部を構成しない短期的な高レベルの技能開発に従事する研修センター
 - ・ 保険調整会社、貸付会社、資金調達会社及び投資家
 - ・ ウェルネスセンター
- ② 以下の分野につき、外国人が出資可能な割合が40%まで増加した。
 - ・ 地元で資金提供されている公共作品（外国から資金援助を受けている、又は国際競争入札を受ける必要があるものを除く）の建設と修理の契約³³

³² 第10次ネガティブリストについては、平成27年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第2 フィリピンにおけるビジネス関連の法令、4. 外国投資法」を参照のこと。

³³ 第10次外国投資ネガティブリストにおいては25%が上限とされていた。

- ・ プライベート無線通信ネットワーク³⁴

(2) 外資規制に関する最高裁判決

外資規制に関し、注目すべき最高裁判決を以下に紹介する。

Roy 事件

2013年6月10日、Jose M. Roy III氏は、証券取引委員会覚書回覧2013年第8号³⁵につき、外資保有比率に関する最高裁判決であるガンボア vs テヴェス事件判決³⁶に違反しているとして、その有効性をめぐり最高裁判所に対して上訴した。Roy氏は、その申し立てにおいて、公益事業を行う会社の各種類の株式につき、(a)議決権を有する発行済株式総数、及び(b)議決権の有無にかかわらず発行済株式総数のみならず、普通株式、無議決権優先株式、議決権優先株式又はその他の種類を問わず、60:40のフィリピン人保有要件を別々に適用しようとした。

2016年11月22日、最高裁判所は、当該申立てを却下するとともに、申立人は実際の訴訟又は論争を立証できなかったのみならず、証券取引委員会覚書回覧2013年第8号の合憲性に疑問を呈する法的立場にないとした。

最高裁判所によると、証券取引委員会覚書回覧2013年第8号第2条は、議決権コントロールテストを明示的に取り入れており、実際、議決権の有無にかかわらず、発行済株式総数に対する60:40の保有比率を求めていることを考慮すると、議決権の60:40の比率を要求している。これは、完全な受益所有権と議決権をフィリピン人が60%所有しなければならないというガンボア vs テヴェス事件判決を遵守するために証券取引委員会によって策定されたものである。最高裁判所はまた、証券取引委員会覚書回覧2013年第8号は受益所有権テスト又は完全な受益権所有権の要求について明示的に言及していないが、その省略により無効になるものではないと説明した。裁判所は、「これは、フィリピン国民に保有されていると主張されている株式がフィリピン人であるかどうか、すなわち単なる所有権又は完全な受益所有権

³⁴ 第10次外国投資ネガティブリストにおいては20%が上限とされていた。

³⁵ 憲法その他現行法に定める完全国有化事業又は一部国有化事業におけるフィリピン人・外国人保有割合の遵守に関するガイドライン。証券取引委員会覚書回覧2013年第8号の概要については、平成27年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第3 フィリピンの裁判例、1 外資保有比率に関する最高裁判決～ガンボア vs テヴェス事件」を参照のこと。

³⁶ 事件番号 G.R. No. 176579。ガンボア vs テヴェス事件の概要については、平成27年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第3 フィリピンの裁判例、1 外資保有比率に関する最高裁判決～ガンボア vs テヴェス事件」を参照のこと。

で保有されているかどうかの判断に、証券取引員会がかかるテストを適用しないことを意味するものではない。」と述べた。

かつては、ガンボア vs テヴェス事件判決における判断基準と、当該判決後に発行された証券取引委員会覚書回覧 2013 年第 8 号における判断基準にずれが生じている点の取扱いにつき不明確さが残っていたが、本判決により、外資規制要件の遵守の有無を判断する際の現在の基準は、証券取引委員会覚書回覧 2013 年第 8 号の通りであることが確認された。

4. 会社登録制度の変更³⁷

会社設立における手続きは平成 28 年度調査報告書においても説明した³⁸が、そのうち証券取引委員会の手続きについて、以下の通り新たな制度が設けられた。

新たな制度は Company Registration System (CRS) と呼ばれる。これは、事業登記手続きをより簡単、迅速、効率的かつ透明にすることによって改革を導入し実行することを目的とし、会社、パートナーシップ、外国会社のライセンス、基本定款の変更その他証券取引委員会の承認を必要とする手続きを完全自動化した事前のオンライン処理を行うものである。

CRS の特徴は以下の通りである。

- ・ 会社名のオンライン確認
- ・ 申請社名が承認されなかった場合のオンラインによる申し立て
- ・ 基本定款及び付属定款のオンライン記入
- ・ プリフォーム及びインフォームでのデータ入力におけるビルトイン確認
- ・ 書類のアップロードによる、内部処理・評価のためのオンライン文書提出
- ・ 提出・アップロードされた申請書に対する不備のオンラインでの通知
- ・ 登録手数料のオンライン評価
- ・ 登録手数料のオンライン支払い

オンラインでの迅速かつ簡易な手続きを目指す制度であるが、開始時はシステムダウンやトラブル等が相次ぎ、旧登録手続よりも 2~3 倍の期間を

³⁷ 証券取引委員会ウェブサイト <http://www.sec.gov.ph/online-services/sec-company-registration-system/>

³⁸ 平成 28 年度調査報告書「第 1 章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第 3 法令の概要、5. 会社等設立手続き」を参照のこと。

要することもあり会社設立等のスケジュールが見込めなくなった点や、ハッキング³⁹の疑い等が問題視されており、制度の運用については改善が期待される。

5. 労働法関連

(1) 労働力のみ の 請負

2017年3月16日、請負を規制する労働法第106条～第109条に関する施行規則を改正する施行規則である、労働雇用省令第174号が発表され、同年4月に施行された。労働力のみ の 請負はドゥテルテ大統領が問題視しており、旧施行規則（労働雇用省令2011年18-A号⁴⁰）からの抜本的な改正を望む業界団体等の声もみられたためその改正には注目が集まっていたが、改正後規則は、一部要件や用語の変更にとどまり、旧省令からの枠組みの大幅な変更は行われなかった。改正の概要は以下の通りである。

「労働力のみ の 請負」の絶対禁止・要件変更

旧省令においても労働力のみ の 請負は禁止されていたが、これを絶対禁止との表現に変更された。

労働力のみ の 請負の要件⁴¹のうち、実質的な資本金又は投資がないことの基準額が300万ペソから500万ペソに増額し、対象業務とされていた「発注者の事業運営に通常必要若しくは望ましい」作業又はサービスが対象から削除された。

「その他禁止行為」の厳格化

旧省令において、労働力のみ の 請負に該当しない形態であっても、その他禁止行為として禁止される行為が規定されていたところ、新省令においては、旧省令における「誠実さに欠け、業務上の要請から正当化できない」場合との限定が削除され、また、発注会社の正社員が現在行っている役割の外注をより広く禁止、スト・ロックアウトを理

³⁹ 証券取引委員会の会社登録監督部の Director によると、1日500件のハッキングの試みがあった。
<https://www.philstar.com/business/2017/12/28/1772572/500-hacking-attempts-daily-target-secs-new-system>（2017年12月28日付フィリピンスター紙）

⁴⁰ 労働雇用省令2011年18-A号の概要については、「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第3 法令の概要、4. 労働雇用省令2011年18-A（労働法第106条～109条に関する施行規則）」を参照のこと。

⁴¹ 旧省令において、労働力のみ の 請負とは、以下をいうと定められていた。

(a) 請負会社が、実質的な資本金又は道具、設備、機械、作業場等の形態での投資を有せず、発注者の施設内か否かを問わず、発注者の事業運営に通常必要若しくは望ましい又は発注者の主たる事業に直接関連する作業又はサービスに、限定された期間、請負会社の従業員を従事させる場合又は

(b) 請負会社が、従業員の業務の遂行に対する管理監督権限を行使しない場合

由とする外注をより広く禁止、労働者の身分保障を潜脱する取り決めに禁止行為とする包括規定の新設等、禁止行為が拡大した。

「正当な請負」の変更点⁴²

省令上認められる正当な請負⁴³については、「Legitimate Contracting」から「Permissible Contracting」への用語の変更、業者の登録の要件削除、業者の資本及び投資の説明の追加、外注対象からサービス（Service）の語が削除等の変更が加えられたが、旧省令から実質的な変更はない。

労働者の権利保障及び契約事項についての変更

旧省令上認められていた労働者の労働法上の権利の保障⁴⁴について、契約終了後3ヶ月間の請負業者の従業員の再雇用の機会についての規定が新設された。もっとも、新省令上当該制度の詳細は明らかではなく、新たなガイドラインや通達が待たれる。

また、契約書の必要的記載事項の一部が削除されたが、記載事項の変更にすぎず実質的な変更ではない。

⁴² 労働雇用省令第174号第8条

⁴³ 旧省令においては、以下の条件を満たす請負は正当な請負として認められていた。

- 請負業者の登録
- 独立した事業
- 自らの手段及び方法で、自らの責任の下サービスを提供
- 業務の履行に関し発注者から管理監督を受けない（結果以外）
- 実質的な資本金・投資
- 業務委託契約上、労働法上の権利及び便益の確保

⁴⁴ 労働者の権利として、安全で衛生的な労働環境、労働基準の遵守（有給、13か月給料、休日、解職金等）、社会保障制度（SSS）や任意の退職金規定に基づく退職金支払い、社会保障及び福利給付、団結権、団体交渉権、団体行動権及び身分保障が定められている。

請負業者に関する要件の変更

請負業者の要件が変更され、請負業者の負担が過重された。新旧の比較は以下の通りである。

	旧省令 (D.O. No. 18-A)	新省令 (D.O. No. 174)
実質的資本金	300万ペソ	500万ペソ
登録料	2万5000ペソ	10万ペソ
登録更新料	2万5000ペソ	10万ペソ
登録/更新有効期間	2年間	2年間
登録/更新有効期間	3年間	2年間
登録取消業者の再登録制限	再登録制限なし	再登録不可

(2) 年齢による差別禁止

2016年7月21日、年齢による差別禁止法とも呼ばれる共和国法第10911号(以下「年齢差別禁止法」という。)が成立し、2017年2月に同法施行規則が制定された。

同法は、全ての者の平等な雇用の機会を促進することを目的とし、この目的を達成するため、年齢ではなく個人の能力、知識及び技能に基づく雇用の促進、雇用における恣意的な年齢制限の禁止、報酬、ベネフィット、昇進、研修その他雇用の機会における全従業員及び労働者の権利の促進が実施されるものとしている。

対象

年齢差別禁止法は、全ての雇用者、労働契約者、下請業者、労働組織を対象としている。

禁止行為

年齢差別禁止法は、雇用者、労働契約者・下請業者、労働組合、及び出版者に対して禁止行為を列挙している。

雇用者による以下の行為は違法とされる⁴⁵。

- (a) インターネットを含む一切のメディアに、年齢に基づいて、要望、制限、特定及び差別を記載した雇用についての広告を印刷若しくは公開し、又は印刷若しくは公開させること
- (b) 応募の過程で年齢又は生年月日の申告を求めること

⁴⁵ 年齢差別禁止法第5条(a)

- (c) 年齢を理由とした応募の却下
- (d) 従業員の年齢を理由とした、報酬や雇用条件の差別
- (e) 従業員の年齢を理由とした、昇進又は研修の機会の拒否
- (f) 高齢であることを理由とした従業員又は労働者の強制的なレイオフ
- (g) 従業員又は労働者の年齢を理由とした早期退職の強要

労働契約者又は下請業者が、労働者の年齢のために、雇用を拒否したり、何らかの人を差別したりすることは違法とされる。

労働組織が以下を行うことは違法とする。

- (a) 年齢を理由として個人の入会を拒否すること
- (b) 年齢を理由として会員を除名すること
- (c) 年齢差別禁止法に違反して、雇用者に個人を差別させ又はさせようとする事

出版社が、嗜好、制限、仕様、及び年齢に基づく差別を示唆する雇用に関連する出版又広告通知を出版することは違法とされる。

適用除外

雇用主は、年齢が職業の真の資格要件とされる場合や、年齢以外の合理的な要因に基づいて差別化を行う場合、雇用の要件として年齢を指定することが認められている⁴⁶。

真の資格要件であることを正当化するためには、雇用者は、雇用資格としての年齢が、関係する職務の本質的な遂行に合理的に関係すること、及び 資格を満たす全ての者又は実質的に全ての者が職務を適切に遂行できないと信じるための事実上の根拠があることの2つの要素を証明しなければならない⁴⁷。

その他の例外としては、以下が挙げられる⁴⁸。

- (a) 真の年功序列制度の遵守を意図する場合
- (b) 年齢差別禁止法の目的に沿った真の従業員の退職又は自発的な早期退職制度の条件の遵守を意図する場合
- (c) 労働雇用長官によって当該行為が正式に認定されている場合

年齢差別禁止法施行規則又は2017年2月2日付労働雇用省令第170号(以下「労働雇用省令第170号」という。)に基づき、上記を実施する雇用主は、職場を管轄する労働雇用省地域事務所に対し、実施前に報

⁴⁶ 年齢差別禁止法第6条(a)

⁴⁷ 2006年4月12日最高裁判決 G.R. No. 164774

<http://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/1/40948>

⁴⁸ 年齢差別禁止法第6条(b)~(d)

告書を提出しなければならない。当該報告書の提出は、裁判所の別段の立証がない限り、年齢制限が規則に従っていることを推定する。一方、報告書を提出しない場合、雇用主は年齢制限を設定することが認められないと推定される⁴⁹。

罰則

年齢差別禁止法に違反した個人又は法人に対しては、PhP50,000 以上 PhP500,000 以下の罰金、又は 3 ヶ月以上 2 年以下の懲役又はその両方を科される。

最近の事例

年齢差別禁止法に関する最高裁判決は確認されなかった。

6. 会社法⁵⁰

本報告書作成日時点において、フィリピン会社法改正に関する上院法案第 1280 号（以下「会社法改正案」という。）が提案されている。会社法改正案の主要な項目は以下の通りである。

(1) 一人会社

現行会社法では、最低 5 名の株主が必要とされていたが、会社法改正案では一人会社が可能となる。一人会社の社名の末尾には、一人会社であることを示す「OPC」（One Person Corporation）の表示が求められる。

一人会社には最低授權資本金の要件はないが、払込済資本金は 5000 ペソ以上であり、引受株式は授權資本株式の 25%以上でなければならない。

決議事項については、会議は不要であり、書面決議は、一名の株主が日付を付して署名し、議事録簿に記録することにより、会社の行為として有効となる。

(2) 存続期間

現行会社法では、会社の存続期間は 50 年までとされているが、会社法改正案においては、設立証明書により別途定められない限り存続期間が無期限となる。

(3) 役員及び取締役の資格要件

⁴⁹ 労働雇用省令第 170 号第 5 条

⁵⁰ 本報告書作成日時点において有効な会社法の内容については、平成 27 年度調査報告書「第 1 章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第 2 フィリピンにおけるビジネス関連の法令、2. フィリピン会社法」を参照のこと。

現行法上は会社役員が取締役であることは求められていなかったが、会社法改正案においては、社長及び財務役の要件として取締役であることが必要とされる。また、少なくともこれら一方につき居住者性が課されることとなる。フィリピン競争委員会明確化手続第16-001号の下では、当事者が締結された最終的な合意又はより一般的な合意に従って権利、権原、利益、財産又は資産を譲渡、伝達、妨害した場合、合併又は買収は完了する。

会社秘書役は、現行会社法ではフィリピン居住のフィリピン国民であることが要件とされていたが、会社法改正案においては、フィリピン国籍は会社秘書役の資格要件から外されている。

また、役員及び取締役の資格要件として、5年間、証券規制法違反や詐欺罪の有罪判決を受けていないことが新たに追加されている。

さらに、証券取引委員会には、資格要件を満たさない取締役を排除する権限が与えられる。

(4) 証券取引委員会による選挙の招集

会社法改正案では、証券取引委員会は、選挙不開催の場合に、株主等の申請を受けて選挙の命令を行うことができ、また、選挙の日時、議長、定足数等にかかる命令を発する権限も有するとされている。

(5) 緊急取締役会

会社法改正案においては、取締役会の欠員により、重大かつ回復不可能な損害を回避するための意思決定を即時に行うことができない場合、残存取締役は、会社役員をもって空席を埋めることができる。

(6) 電磁的方法による投票

会社法改正案においては、株主の投票を電磁的方法により行うことが許容される。

(7) 外国会社の保証金額の増額

外国会社がフィリピンにおける事業ライセンスを取得するにあたり債権者保護の観点から求められる保証金額が増額することとなる。

(8) 検査の注文

会社法改正案は、メンバー又は株主が記録へのアクセスを拒否された場合に、所定の手続後に企業記録の検査を命令する権限を証券取引委員会に付与している。

(9) 罰則

コーポレート・コード違反に対する罰則の増加を除いて、違反した法人に対する罰則は、裁判所の裁量で、取締役、受託者、株主又はメンバーに科される可能性がある。

7. 税制改革⁵¹

20年ぶりとなる税制改革が段階的に行われることが決定され、2018年1月1日、税制改革パッケージの第1段階目となる共和国法第10963号⁵²が施行された。第1段階目の税制改革は、個人の所得税の税率の変更、非課税賞与枠、基礎控除、扶養控除等の控除項目の変更、フリンジベネフィット税の税率の変更、物品税の税率の変更及び新設、砂糖税の新設、寄付金課税の税率の変更、相続税の税率の変更等、個人に関するものを中心とする。

一方、企業については、印紙税の増税及び付加価値税課税対象取引の拡大の影響が大きい。具体的には、従前より付加価値税については、フィリピン経済特区庁（PEZA）による税制優遇を受けている企業（PEZA企業）等との取引等の特定の取引に対するゼロレートの付加価値税の適用が議論となっていたが、付加価値税還付制度の改善後に適用廃止とされることとなった⁵³。

また、本報告書作成時点において、税制改革パッケージの第2段階の法案の検討が行われている。パッケージ2においては、法人税率の引き下げ、税務優遇制度の見直し⁵⁴等、法人税に関するものを中心とすることが予定されている。現行法上、統一的な投資優遇制度は存せず、PEZAや投資委員会等の投資優遇機関毎に別個の法律に基づき優遇措置が設けられていた。税制面における投資優遇措置の見直しを通じた公平な課税の実現を目的として改正検討が検討されているが、PEZAの優遇措置を前提としてフィリピン進出を決定した企業等からは、フィリピン投資に関するネガティブな声が強くなっており、今後の展開を注視する必要がある。

8. 消費者法改正案

本報告書作成時点において、消費者法⁵⁵の改正にかかる上院議案第1518号が検討されている。これは、現行消費者法上、虚偽又は誤解を生む広告

⁵¹ フィリピンにおける税制については、平成27年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第2 フィリピンにおけるビジネス関連の法令、9. 税法（内国歳入法）」を参照のこと。

⁵² The Tax Reform for Acceleration and Inclusion（加速及び内包的成長のための税制改革）、通称「TRAIN」と呼ばれる。

⁵³ 「ドゥテルテ大統領は、新法の条項に拒否権を行使することができるため、実務的な扱いについて、今後の動向に留意が必要である。

⁵⁴ フィリピン日本人商工会議所が実施したアンケートによると、「税制優遇措置がなければ投資しなかった」と回答した企業は81%に上った。

⁵⁵ 本報告書作成日時点において有効な消費者法の内容については、平成27年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第3 法令の概要、2. 消費者法」を参照のこと。

からの消費者の保護が十分でないことを受けて、広告業界に対する規制を課すものである。

改正法案の主要な規定は以下の通りである。

- ・ 全ての広告主及び製造業者は、消費者からの苦情に関する広告、それらのテスト、研究、又は推薦状や裏書きを含む調査に関して、貿易産業省長官に提出しなければならない。これは、主張され、宣伝されている製品の安全性、性能、有効性、品質、又は競争力のある価格に関して主張されている主張、記述、又は表明を実証することを目的とする。
- ・ 請求、陳述又は表明は、上記を条件として、実施機関の代理人又は利害関係者の実体によって広告主に発行される特別報告書を提出するために識別されるものとする。全ての実施機関には、これらの資料の作成を強制する権限が与えられる。
- ・ 取得した情報は、企業秘密、顧客リスト、又は特権を得られる可能性があるその他の財務データを除き、以下を考慮の上一般に公開するものとする。
 - (a) 一般公開は、消費者による競合する主張の中から合理的な選択に資すること
 - (b) 有用な情報に対する一般市民のニーズは、広告主によって自発的には満たされていないこと
 - (c) 報告書、要約書、索引書又はその他の出版物の公表が、消費者、ビジネスマン及び公共の利益団体に対して、違反の可能性について警鐘を鳴らすものであること
- ・ 通商産業省長官が合理的とみなす金額の行政罰金の責任の設定。当該金額は、違反の重大性及び違反を継続する日ごとの1万ペソ以下の追加の罰金に応じ、2万ペソ以上50万ペソ以下とする。

第3 法運用の実態

1. はじめに

フィリピンにおける法運用の実態は、平成27年度調査報告書及び平成28年度調査報告書に記述した通り、フィリピン社会全体の実態を反映して、透明性がなく、予測可能性が低いという問題がある。かかる点に特段の改善は見られないが、法運用の安定性や予測可能性が疑われる典型的な事例として、以下を紹介する。

2. 超法規的殺人

超法規的殺人については平成28年度調査報告書⁵⁶においても説明した通り麻薬取締対策の一環として実施されているものであるが、本報告書作成時点においても、刑事司法手続きを経ずに、麻薬犯罪への関与が疑われるものに対する殺人事件は相次いでおり、例えば、2018年7月の麻薬取引に関与していると名指しされていたアントニオ・ハリリ市長が式典参加中に射殺された。同射殺事件にかかるフィリピン政府の関与は明らかではないが、ドゥテルテ大統領は引き続き麻薬犯罪撲滅のための超法規的殺人を容認する姿勢を見せている。

2017年2月にフィリピン人弁護士が、国際刑事裁判所に対して「人道に対する罪」として訴えを提起している⁵⁷。これを受け、国際刑事裁判所は予備的な調査を開始したが、ドゥテルテ大統領はこれに反発し、2018年3月、正式に国際刑事裁判所ローマ規定からの脱退を通知した⁵⁸。

このような状況にもかかわらず、ドゥテルテ大統領の支持率は高く、適正手続きを超えた社会問題解決もやむなしと考える者が多いことがうかがえる。

3. 恣意的な法運用の疑いのある事例

ドゥテルテ大統領の政策に批判的な態度を示していた者に対する弾圧を目的として恣意的な法律運用の疑いがあるとして注目されている事例を紹介する。

(1) セレノ元最高裁判所長官の解職

超法規的殺人による人権侵害やミンダナオ地方における戒厳令の布告等、ドゥテルテ大統領の政策に対して批判的であり、ドゥテルテ大統領から敵視されていたセレノ元最高裁判所長官が、本来的な弾劾手続きを経ずに解職されるという事案である。

これは、ドゥテルテ大統領支持派であるカリダ訟務長官が、セレノ元最高裁判所長官は、司法弁護評議会に対して提出義務を負う、資産・負債・純資産報告を提出しておらず、憲法上の要件である「能力、誠実、廉潔、独立」⁵⁹を満たしていない等の複数の問題を指摘して、セレノ元最高裁判所長官の就任の無効を申し立てたものである。最高裁判所裁判官の弾劾は下院に権限が与えられているが、本件においては下院による弾劾は決議されなかった。代わりに、最高裁判所において、セレノ元最

⁵⁶ 平成28年度調査報告書「第1章 フィリピンにおけるビジネス関連法令の実態、第4 法運用の実態、3. 超法規的殺人」を参照のこと。

⁵⁷ 更に、2018年8月に活動家及び被害者遺族も国際刑事裁判所に対して訴えを提起している。
<https://www.straitstimes.com/asia/se-asia/philippines-president-duterte-hit-by-new-icc-complaint-of-crimes-against-humanity-over>

⁵⁸ 国際刑事裁判所ウェブサイト <https://www.icc-cpi.int/Pages/item.aspx?name=pr1371>

⁵⁹ 1987年憲法第7条(3)

高裁判所長官の任命を無効とすることにつき賛成多数（賛成8票、反対6票）の評決が行われ、その後セレノ元最高裁判所長官による再考申し立ては却下された。そのため、就任するための条件を満たしていなかったとして、セレノ元最高裁判所長官は解職されることとなった。

本件は、ドゥテルテ大統領により任命された長官による、ドゥテルテ大統領が「敵」と表現する反大統領派の最高裁判所長官の解職の申し立てについて、弾劾手続きによらず最高裁判所自身が判断したものであり⁶⁰、さらに、ドゥテルテ大統領により任命された最高裁判所裁判官が全員解職に賛成票を投じている。そのため、政治が司法に介入するものであり、司法の独立を脅かすものであるとの見方もある。セレノ元最高裁判所長官の解職に反対した最高裁判所裁判官からも、「長官及びその他弾劾され得る役人は、弾劾によってのみ解職されることができるのであり、ホセ・カリダ訟務長官による申し立ては憲法に反している」との批判的な意見も出されている。

（2）デリマ上院議員の逮捕

デリマ上院議員は、前政権下において司法長官を務めた経験を有し、自身が委員長を務める人権委員会において、ドゥテルテ大統領の実施する麻薬戦争における超法規的殺人を批判し、ドゥテルテ大統領のダバオ市長時代における超法規的殺人への関与についての証言を得る等、超法規的殺人の調査を進め、ドゥテルテ大統領批判の急先鋒に立っていた。

しかし、ドゥテルテ大統領によりデリマ上院議員と運転手との不倫関係、当該運転手の薬物使用といった個人的なスキャンダルを暴露され、ドゥテルテ大統領支持派議員を中心とする賛成多数により人権委員会委員長の職を解かれた。また、麻薬王により、司法長官時代に刑務所内で薬物取引の上納金を受領していたとの証言をされる等、大統領の薬物政策を批判する立場から一転し、糾弾される立場に追い込まれた。更に、デリマ上院議員は、包括的危険薬物法違反で逮捕、収監された。デリマ上院議員は辞職せず、一貫して公訴事実を否定し、なおもドゥテルテ大統領の批判を続けている。

これらの事態を受け、欧州議会は、超法規的殺人を批判し、デリマ上院議員の嫌疑はねつ造であるとしての釈放を求め、また、アムネスティ・インターナショナルは、デリマ上院議員は良心の囚人でありデリマ上院議員に対する訴えを取り下げるべきとの声明を発表している。

⁶⁰ 最高裁判所が解職の申し立てを認める判断をした後、下院において弾劾の決議が行われた。弾劾決議に際し、ドゥテルテ大統領はセレノ元最高裁判所長官を「私の敵である」と表現し、かつ、弾劾手続きを早急に進めるように指示している。

本報告書作成時点において、デリマ上院議員の判決は下されておらず真偽は不明であるが、デリマ長官は司法長官時代に刑務所の検査を実施し、麻薬取引や禁止品を取り締まっていたことから、受刑者がデリマ上院議員に対して不利な証言をしているとの見方もある。また、反ドゥテルテ派からは、政治的な弾圧であるとの声も上がっている。

(3) ラップラー社及び同 CEO レッサ氏

ドゥテルテ大統領に対して批判的な記事を掲載するメディアとして知られ、レッサ氏及び同氏が運営会社の CEO を務めるニュースサイトのラップラーについて立て続けに以下の事態が生じている。そのため、ラップラー社に対して、複数の政府機関を通じて圧力がかけられているとの批判的な声が上がっている。

証券取引委員会

ラップラー社がフィリピン預託証券により海外のオミディヤー・ネットワーク社から資金調達したことから、マスメディアの外資出資比率を0%とする外資規制に違反するとして、証券取引委員会がラップラー社の設立証明書を取り消し、預託証券を無効とした。

ラップラー社は高等裁判所に対し当該処分は無効化を求めたが、高等裁判所は、ラップラー社によるフィリピン預託証券の発行は外国の支配と同等であるとして証券取引委員会の判断を支持し、ラップラー社の申し立てを退けた。その一方で、ラップラー社には是正のための合理的な期間を与えるべきであるとし、また、証券取引委員会は自身の手続規則を遵守していなかったことを認めた。

脱税による訴追

司法省は、ラップラー社の持株会社及びレッサ氏を脱税の罪で起訴した。当地における税務弁護士によると、脱税の嫌疑がある場合でも、本件のように直ちに訴追されることは稀であるとのことであり、また、批判的メディアに対する狙い撃ち攻撃と一部で受けとめられている。

名誉棄損による訴追

司法省は、レッサ氏、ラップラー社及び元同社記者を、2012年に発表された、「物議をかもしている実業家の車を最高裁判所長官が使用」と題する記事の内容がサイバー犯罪防止法の名誉棄損罪にあたるとして起訴した。

これは、2017年、記事に記載された当該経営者は国家捜査局サイバー犯罪部に名誉棄損を訴えたが、国家捜査局は刑法上の名誉棄損罪の時効期間が1年間であるため、司法省に対してサイバー犯罪防止法に基づ

き起訴することを進言し、サイバー犯罪防止法に基づき起訴されるに至ったものである。ラップラー社は、当該記事の発表はサイバー犯罪防止法施行前であること等から起訴を取り下げるべきと主張しているが、司法省は同法施行後に当該記事が更新されており主張はあたらないと判断している。名誉棄損罪にあたるとして起訴した。

一連の流れについて、国際社会からは、「ラップラーのジャーナリスト迫害のための政権による法律的ハラスメントが異様なものとなっている」、「インターネット時代における表現の自由に対する制度化された脅威」「フィリピンの報道の自由の侵害」等の批判がなされている。

ドゥテルテ大統領は、ラップラー社を虚偽の報道（フェイクニュース）であると繰り返し非難している。

4. 税制改革

法の運用ではなく法制度の安定性の問題ではあるが、上述の税制改革により税制優遇措置を受けられなくなる企業をはじめとする日系企業から、フィリピンにおける事業環境の不安定さを心配する声が上がっている。フィリピンに進出する日系企業には、フィリピン経済特区庁や投資委員会等の各種投資優遇期間による税制優遇措置を活用している企業が多く存する⁶¹。そのため、フィリピン日本人商工会議所が実施したアンケートによると、フィリピン経済特区庁等の投資促進機関の優遇措置を活用する日系企業の9割が第2弾税制改革による重大な影響があると回答している。

フィリピン経済特区庁に登録する企業はフィリピン日本人商工会議所会員企業の6割を占め、同アンケートにおいて、

- ・「投資を引き上げることを考える」との回答企業は18%
- ・「国外で操業を行うか考える」との回答企業は21%
- ・「フィリピンでの生産量を削減する」との回答企業は24%

に上り、「税制優遇措置がなければ投資しなかった」と回答した企業は81%に上った。また、ヒアリング結果においても、税制改革をきっかけにフィリピン撤退の方向で調整している日系企業が少なくとも2社あるとの報告を受けている。

5. 最高裁判所に対する満足度

2016年12月から2018年12月までの市民の最高裁判所に対する満足度調査の結果は以下の通り⁶²である。各期において若干の変動はあるものの、

⁶¹ フィリピンに投資する理由として、「競争力のある労働コスト」を理由とする企業は43%、「税制優遇措置」を理由とする企業は42%、「仕入れ先の確保しやすさ」とする企業は20%である。

⁶² Social Weather Station 社ウェブサイト参照

<https://www.sws.org.ph/swsmain/artclidisppage/?artcsyscode=ART-20190125105348>

一貫した傾向と認められるような大きな変更はない。法運用の安定性、透明性につき、一般市民が感じるような特段の変化はないと考えられる。

	2016	2017				2018			
	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
満足	56%	56%	55%	50%	54%	45%	43%	49%	54%
どちらでもない	24%	27%	27%	30%	28%	31%	31%	32%	27%
不満	18%	16%	17%	19%	17%	24%	24%	18%	17%

第2章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方

第1 当地の外弁規制

平成27年度調査報告書⁶³に述べた通り、1987年憲法上、法で定める場合を除き、全ての専門職はフィリピン国民に留保され、法律実務に関しては、法律上も、上記憲法規定の例外は定められておらず、裁判所規則⁶⁴第138条第2項は、フィリピン国民であることを弁護士登録の要件としている。また、外国法弁護士の活動を容認するための制度整備として検討及びドラフトが進められていた、「外国法コンサルタント及び外国法コンサルタント事務所に対する限定的許認可に関する規則」⁶⁵（以下「外国法コンサルタント規則」という。）については、2017年2月28日、フィリピン統一弁護士会はその第22回定例会において外国法コンサルタント規則案が承認され、2017年3月6日、最高裁判所に提出された外、本報告書作成日現在において外国法コンサルタント規則成立に向けた大きな動きはない。

今後の見通しについて、フィリピン統一弁護士会に照会を行ったが、明確な回答は得られなかった。一般に、フィリピンにおいて制度の導入の時期を見込むことは困難であり、本件制度整備も、検討の開始から最高裁判所への規則案の提出まで長期間を要したことに鑑みると、更に時間を要すると思われ、引き続き注視する必要がある。

第2 日本の法曹有資格者の活動環境

外国法かフィリピン法かを問わず、外国人は弁護士活動を行うことができず、日本の弁護士の活動環境が限定されているという状況は、平成27年度調査報告書⁶⁶に記述した通りである。上述の通り、外国法コンサルタント規則の制定は進まず、日本の法曹有資格者が活動できる範囲に変化はない。フィリピンで活動する日本の法曹有資格者にヒアリングを行ったところ、その活動環境は以下の通りであり、平成28年度調査報告時点からの特段の変更は認められなかった。

1. フィリピンで活動する日本の法曹有資格者の人数

フィリピンに長期滞在し活動する日本の法曹有資格者は4名である。上記4名はいずれも前回の報告書の時点においても活動をしており、平成28

⁶³ 平成27年度調査報告書「第3章 日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言、第2 当地の法規制」参照のこと。

⁶⁴ 裁判所規則

⁶⁵ “Rules on Limited Licensing or Admission of Foreign Legal Consultants and Foreign Legal Consultancy Firms”。外国法コンサルタント規則については、平成28年度調査報告書「第3章 法律問題への対応策の実践に当たり、日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びニーズのボリューム、第2 当地の外弁規制」を参照のこと。

⁶⁶ 平成27年度調査報告書「第3章 日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言、第2 当地の法規制」参照のこと。

年度調査報告書後に継続的に新たな日本の法曹有資格者の活動は認められない⁶⁷。

2. 日本法弁護士的活動状況

フィリピンの法律事務所に所属し又はこれと提携し、フィリピン法弁護士とともに、フィリピン国内外からのフィリピンに関する法律問題をサポートする形が主流であり、平成28年度調査報告書⁶⁸の時点から大きな変更はない。

これに加え、不定期にセミナーやコラム執筆等の活動が行われている。これらの活動や日常的な顧客サポートにより日本の法曹有資格者は着実にフィリピンに進出する日系企業の間で認知度及び信頼性を高めている。かつては、フィリピンに進出する日系企業からは、フィリピンの法務はフィリピン人弁護士が行うべき、日本の法曹有資格者を知らない等の厳しい声も上がっていたが、本報告書作成にあたり日系企業にヒアリングをしたところ、以下のような評価を受けている。

- ・ 以前はフィリピン法といえば現地の弁護士との英語のやり取りであったが、最近は、分野によっては日本人弁護士のいる事務所を使うようにしており、日本人弁護士も選択肢の一つである。
- ・ 日本人駐在員は英語ができないため、日本語のできるフィリピン人スタッフを間に通してフィリピン事務所とやり取りをしていたが、うまくこちらの意図が伝わらない上、解雇等の従業員に事前に知られてはならない問題に対応できないので、直接日本人弁護士とやり取りをしたいという強い希望がある。
- ・ 日本の弁護士を複数知っている。
- ・ 現時点ではあまり法的な問題は抱えていないが、何かあったときには日本人弁護士に相談しようと考えている。いざというときに頼れる心強い存在である。

第3 現地で提供可能な法的支援の在り方

現段階では、前回の報告書からの特段の変更はない。

日本の法曹有資格者の知名度が高まることに伴い、日本語で直接相談したいというニーズは増えているが、他方で、日系企業及び在留邦人の間では、日本

⁶⁷ 日本の法律事務所による、日本の法曹資格を有しない日本人がフィリピンの法律事務所と提携しデスクを置いている例も1件確認されている。

⁶⁸ 平成28年度調査報告書「第3章 法律問題への対応策の実践に当たり、日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びニーズのボリューム、第3 日本法曹有資格者の活動環境」を参照のこと。

の法曹有資格者の活動内容に制限があることはあまり知られていない。そのため、フィリピン法弁護士を介さない面談の場において即時の助言を求められることも少なくない。当地の法規制を遵守した活動を継続するためには、利用者側の認識も変えていく必要があり、この点については今後の課題となろう。

また、外国法コンサルタント規則が成立した暁には、フィリピンにおける日本の法曹有資格者の活動の幅が広がり得るため、外国法コンサルタント規則の今後の展開に注視すべきである。

第4 所感

当地における支援を提供する側の現状として特筆すべきは、外弁規制が策定されつつある点に加え、当地で実際に法的業務に従事する日本人弁護士の存在が広く認知されるに至り、日本人弁護士の支援を受けるといった選択肢が浸透し、活用される機会が増えている点である。今回のフォローアップ調査を通じて、サービスの供給体制が一定程度整うとともに、供給体制の充実がニーズを喚起し、数年の模索と経験を通じてマッチングがよりスムーズに成されつつあるという実感が得られた。即ち、フィリピンの制度及び実情に通じた日本人弁護士が増え、その存在が認知され、支援を求める側のオプションとして日本人弁護士が存在感を増し、現に活用されることで、定着が進んでいると考えられる。また、今後の外国法コンサルタント規則の制定状況によっては、更なる活動、特に日本企業に対するより多様な支援が可能となり、活用されることが期待される。

おわりに

平成28年(2016年)7月にドゥテルテ大統領が就任してから約3年が経過し、その間、日本企業や在留日本人に直接・間接に影響する法令の改正や、法運用の問題点を浮き彫りにする出来事が少なからず発生した。今回のフォローアップ調査を通じ、日々刻々と変化する状況を調査し、詳細かつ最新の動向を網羅的に記述したことで、平成27年度及び同28年度調査報告と併せ、法令や法運用に関する更なる理解に資する報告となったと自負している。

初回の調査から数えて約4年間に亘る調査により、フィリピンの法的問題を巡る現状に加えて、変化について多少なりとも記述できたと考えている。外国投資ネガティブリストについては緩和される一方で、PEZA 進出企業に対する優遇措置を縮減する動きもある。そのような変化の一方で、外国人弁護士に関する規則については、数年前からドラフト作業が続いているものの、期待するような進展は見られない。これらの出来事に端的に表れている変化(あるいは変化の無さ)は、今後とも日本の法曹有資格者、つまり高い語学力や一般論としての現地事情への精通のみならず、深い法的素養と日比双方の法律に対する理解を備えた者の支援の必要性が、図らずも明らかになったと言えよう。その継続的な支援のため、日本大使館をはじめとする公的機関や互助団体による支援や協力は、引き続き拡充が求められる。

最後に、意義深い本件調査の機会を与您にいただいたことに対し篤く御礼を申し上げますとともに、本件調査結果が関係者により活用され、日比関係の更なる発展に寄与することを期待する次第である。